

# 住民税シリーズ

(その2)

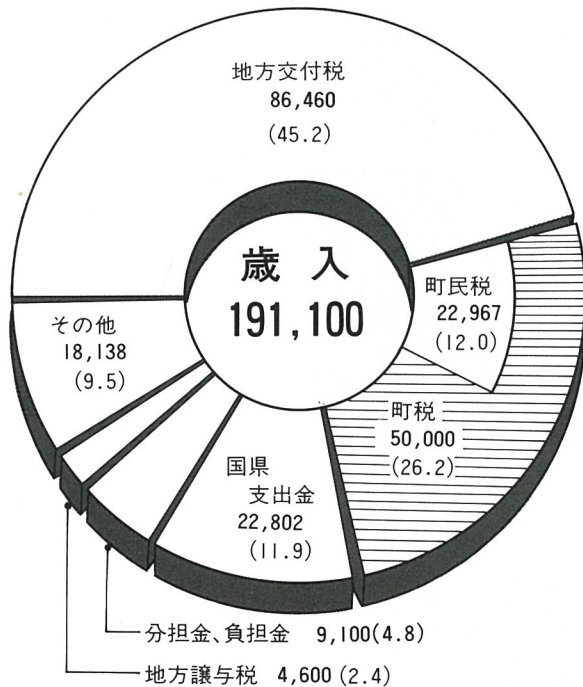
## 町の財政



町が仕事を行うためのお金の収支を財政といい、収入を歳入、支出を歳出と呼びます。

歳入には、わたくしたちが町に納める税金のほか、国や県からの支出金、どの市町村も均しい水準の仕事ができるよう配分される地方交付税などがあります。

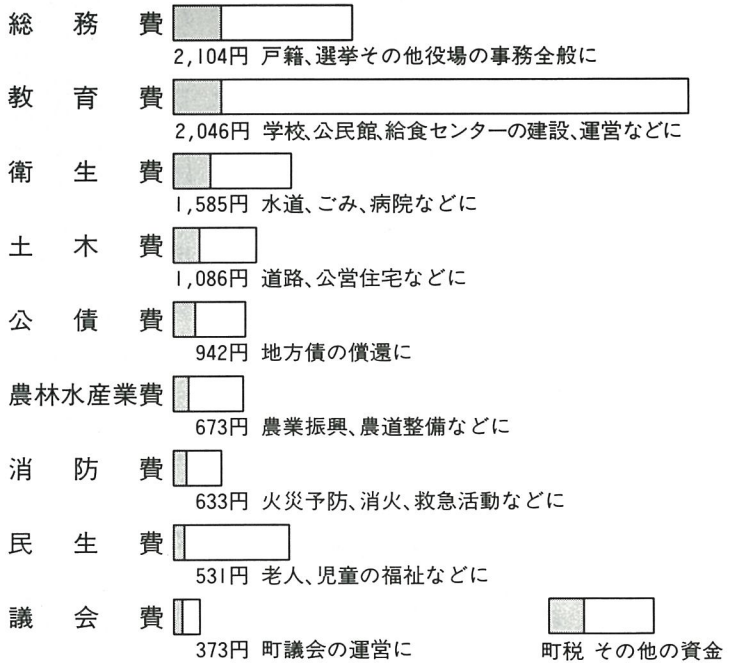
### 歳入歳出の状況 単位：万円(%) (昭和60年度予算より)



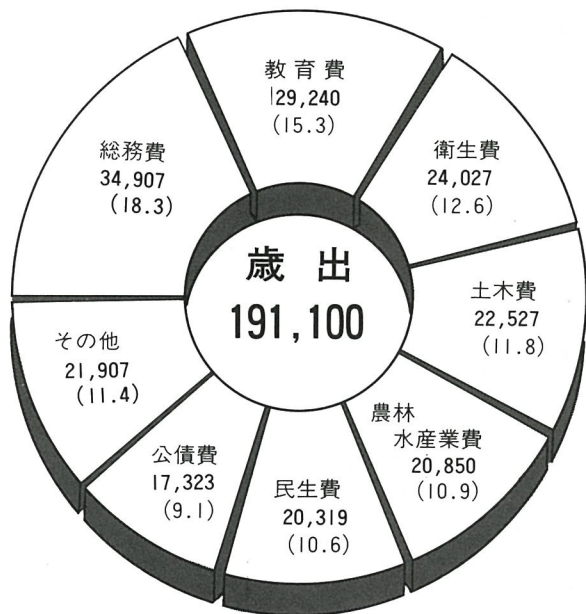
## 町税のゆくえ

光町の昭和58年度中に納められた町税を一世帯当たりになりますとおよそ158,500円で、また、このうち個人の町民税はおよそ63,000円になります。一方町の歳出総額は、一世帯当たりおよそ829,500円になります。

わたくしたちが納めた町税(町民税や固定資産税などを含む)10,000円が、その他の資金とあわせてどのような目的に使われたかをみると図のようになります。(昭和58年度決算から)



(つづく)



## 土地の固定資産税が 毎年あがるのは...

**Q** 土地について、三年に一度評価替えが行われ、次の評価替えまでの間は価格が据え置かれると聞きましたが、毎年税額があがるのはなぜでしょうか。

**A** 三年に一度の土地の評価替えに伴って税負担が一挙に増加するのを緩和するため、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置が適用さ

れているからです。昭和六十年度の評価替えに伴う六十年度から六十二年度までの税負担については、宅地等の場合には毎年度の税負担の増加が最高三割を超えない範囲で、一般農地の場合には毎年度の税負担の増加が最高二割を超えない範囲で、負担調整措置を講ずることとされています。